

エブリバディ Everybody II

5年ごと配当付利率変動型一時払特別終身保険

大切な人へ大切な資産をのこすための保険です



ご契約前に必ずお読みください。

- 「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。
- ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

この商品は、保険業法第300条の2で準用される特定保険契約ではありません。

募集代理店

 MUFG 三菱UFJ信託銀行

引受保険会社

 明治安田生命

はじめにご確認ください。

1 この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

2 解約返戻金について

解約された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等によって異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額(一時払保険料)を下回ります。また、第1保険期間(契約日から5年間)の解約返戻金は、既払込保険料相当額(一時払保険料)が上限となります。

入院中の方を被保険者とするご契約は、お申し込みいただけません。

ご家族とご自身の将来について、
ぜひお考えください。

万一 のことがあった場合…

あなたの財産がどのように
分割されるかご存じですか？

- 遺言がない場合、相続人による「遺産分割協議」で配分が決まるため、あなたの意思が反映されるとは限りません。
- 「相続」が「争族」になるケースもあります。

あなたの気持ちを
示しておきたいと
思いませんか？



ご自身の 将来 のために…

あなたの将来のための
ご準備はされていますか？

- ライフステージにあわせて、ご家族やご自身のために資金が必要になる場合もあります。
- 「万一の場合」だけでなく、「長生きをされた場合」の資産の確保についても、考える必要があります。

笑顔で過ごせる将来のため
ご準備をしませんか？



3ページをご覧ください

一時払終身保険には、
このような機能があります。

万一のことがあった場合…

あらかじめご指定いただいた受取人が
受け取ることができます。

ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」をご指定いただくため、将来どなたがどれだけ受け取るかを、
ご自身の意思で決めておくことが可能です(*)。

*死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。

すみやかに現金を受け取ることができます。

死亡保険金受取人があらかじめ決まっているため、原則として遺産分割協議の対象
から外れます(*)。

したがって、死亡保険金受取人によるお手続きにより、すみやかに現金化することが可能です。

*生命保険金は、死亡保険金受取人固有の財産とされています。ただし、相続人の間に著しい不公平が生じる場合には、
死亡保険金受取人固有の財産とみなされない可能性があります。



さらに、死亡保険金には相続税の非課税枠
(500万円×法定相続人の数)
があります。



「契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合」に
限ります。上記の「法定相続人の数」には、相続を放棄した人も含み
ます。

(例) 法定相続人が3人の場合
500万円×3人=1,500万円
が非課税扱い

*上記取り扱い、2023年3月現在の税制に基づいており、将来変更される場合があります。

ご自身の将来のために…

死亡保障にかえて、
ご自身が受け取ることもできます。

将来、ニーズの変化があり、解約・一部解約をされた場合、死亡保障にかえて返戻金を契約者ご自身
がお受け取りいただけます。

*一定期間内に解約された場合の返戻金は、一時払保険料を下回ります。

*解約された場合、ご契約は消滅します。

*解約や一部解約時に、課税が発生する場合があります。

エブリバディ Everybody II の特徴

ポイント
1

5年後に保障が増加する 円建の一時払終身保険です

- 第1保険期間(契約日から5年間)の死亡給付金は既払込保険料相当額(一時払
保険料)と同額ですが、第2保険期間の死亡保険金は増加します。
- 職業告知のみでご加入いただけます。



・第2保険期間の死亡保険金は、予定利率・契約年齢・性別により異なります。

ポイント
2

15年間の死亡保険金・解約返戻金は 契約日に確定します

- 契約日から15年間の死亡保険金・解約返戻金は契約日に確定します。
- 解約返戻金は、期間の経過とともに増加します。



・解約返戻金は、ご契約後一定期間内は既払込保険料相当額(一時払保険料)を下回ります。
・第1保険期間中の解約返戻金は、既払込保険料相当額(一時払保険料)が上限となります。
・解約返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等により異なります。

ポイント
3

死亡保障の増加が 期待できます

- 契約日から15年ごとに到来する予定利率計算基準日の予定利率が最低保証
予定利率(0.25%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
- 一度増加した死亡保険金はその後減ることはありません。



・最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金は増加
しません。

Everybody II は 一生涯の「保障」と着実な「運用」で

本商品は、クーリング・オフ制度の対象です。

安心をお届けする一時払終身保険です。

! この商品の解約返戻金は契約日から一定期間内は、既払込保険料相当額(一時払保険料)を下回ります。また、第1保険期間(契約日から5年間)の解約返戻金は、既払込保険料相当額(一時払保険料)が上限となります。

ポイント1 5年後に保障が増加する 円建の一時払終身保険です

- 第1保険期間(契約日から5年間)の死亡給付金は既払込保険料相当額(一時払保険料)と同額ですが、第2保険期間の死亡保険金は増加します。
- 職業告知のみでご加入いただけます。

! 第2保険期間の死亡保険金は、予定利率・契約年齢・性別により異なります。

ポイント2 15年間の死亡保険金・解約返戻金は 契約日に 確定します

- 契約日から15年間の死亡保険金・解約返戻金は契約日に確定します。
- 解約返戻金は、期間の経過とともに増加します。

! 解約返戻金は、ご契約後一定期間内は既払込保険料相当額(一時払保険料)を下回ります。第1保険期間中の解約返戻金は、既払込保険料相当額(一時払保険料)が上限となります。解約返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等により異なります。

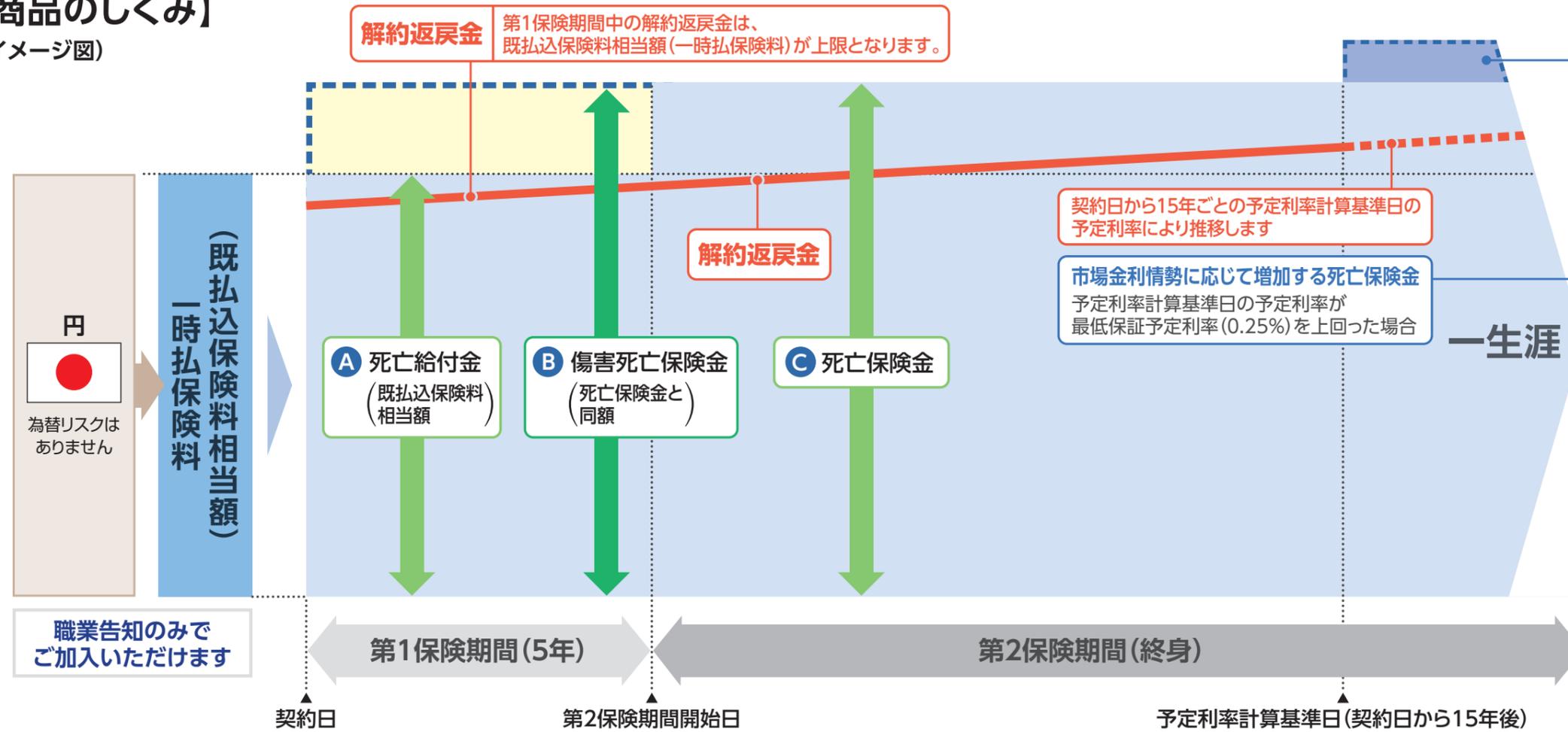
ポイント3 死亡保障の増加が 期待できます

- 契約日から15年ごとに到来する予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
- 一度増加した死亡保険金はその後減ることはありません。

! 最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金は増加しません。

【商品のしくみ】

(イメージ図)



お支払いする保険金等

	第1保険期間	第2保険期間
不慮の事故で死亡されたとき	B 傷害死亡保険金	C 死亡保険金
不慮の事故以外で死亡されたとき	A 死亡給付金	C 死亡保険金

契約日 … 被保険者が告知をした日、または明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日となります。

予定利率 … 予定利率は毎月2回(1日と16日)、明治安田生命が設定します。契約日の予定利率は、予定利率計算基準日の前日まで適用します。なお、一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

充実したアフターフォロー



お客さま専用サイト
MYほけんページ

ご契約内容の照会

- 照会日時点のご契約内容を確認できます。

各種手続き・ご請求

- ご契約者住所等の変更手続きができます。
 - 解約手続きができます。
- ※WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワードを受信するための携帯電話番号の事前登録が必要です。
※送金口座への着金には、手続きから3営業日程度かかります。

メールでの情報提供

- ご登録いただいたメールアドレスに、手続きを受け付けた際のご連絡や、各種サービスのご案内等をお送りします。
- ※MYほけんページへのメールアドレスの事前登録が必要です。



チャットサービス等

ホームページから「チャットボット」や、「よくあるご質問」をご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちら▶



よくあるご質問のご利用はこちら▶



電話

ご契約内容の照会

- 照会日時点のご契約内容を確認できます。

各種手続き・ご請求

- 死亡保険金等の手続き書類のご請求ができます。
 - ご契約者やお受取人等の変更書類のご請求ができます。
- ※ご請求は契約者ご本人さま(死亡保険金のご請求はお受取人さま)からお願いいたします。
- 解約手続きができます。
- ※電話での解約手続き(以下、電話解約)には、送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。
※電話解約は月曜～金曜のみです。
※送金口座への着金には、手続きから2営業日程度かかります。
※「一部解約」は電話解約の対象外となります。

明治安田生命
コミュニケーションセンター



ようこそ ハロー
0120-453-860

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

【電話解約は右記の時間に限り受け付けます】



電話解約

月曜～金曜 9:00～18:00



ご契約後に明治安田生命より郵送する書類

ご契約後

①ご契約締結内容通知書

- ・送付方法:簡易書留
- ・発送時期:通常、契約成立後3営業日程度で発送
- ※ただし、お申込内容により、さらに日数を要する場合があります。

②「MYほけんページIDのお知らせ」または「MYほけんページIDのご案内」

- ※ただし、すでに「MYほけんページID」をお持ちの方を除きます。

③生命保険料控除証明書(控除証明書はご契約年のみの発送)

- ・1月1日から9月30日までのご契約 ⇒ 9月下旬～10月下旬頃に発送
- ・10月1日から12月31日までのご契約 ⇒ ご契約成立後に随時発送

保険期間中

④明治安田生命からのお知らせ

- ・発送時期:年1回

「MYほけんページ」にぜひご登録ください。



ご契約締結内容通知書とは別に「MYほけんページIDのお知らせ」または「MYほけんページIDのご案内」が郵送されます。以下のご利用方法をご確認いただき、「MYほけんページ」をご利用ください。

お手元にご用意ください

【MYほけんページIDのお知らせ】

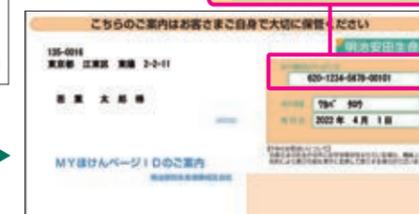
MYほけんページID 620-0000-0000-0000



または

【MYほけんページIDのご案内】

620-1234-5678-00101



- *ご契約お手続き時の送金口座と暗証番号の登録状況によってお届け書類が異なります。
- *すでに「MYほけんページID」をお持ちの場合は【お手続き完了のお知らせ】が郵送されます。

「MYほけんページ」のご利用方法

MYほけんページの新規登録、ログインページは以下の2種類の 방법으로確認できます。



スマートフォンで二次元コードを読み取ってアクセス

「いつでも」「どこでも」「簡単に」
ご確認いただけます。



明治安田生命
ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>
からもご確認いただけます。

※記載の内容は2023年4月現在のものであり、サービス内容は予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

⚠ 電話解約の手続きには、送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。

みんなの健活サービス

明治安田生命は、「健康に向けた前向きな活動＝健活」に一緒に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田生命のサービスはWEB(MYほけんページ)および電話でご利用いただけます。

MYほけんページにて
ご利用いただけるサービスです。

明治安田生命ホームページからアクセスしてください。

電話で
ご利用いただけるサービスです。

お手元にMYほけんページIDもしくは生命保険証券番号のいずれかをご用意ください。

病気の予防・早期発見

検診予約サービス

がん検診をはじめとしたさまざまな検診を、全国1,200以上の医療機関から同時に比較検討し、検索・予約することができます。

提供: マーソ(株)

郵送検診優待利用サービス

がんや生活習慣病のリスクをご自宅で簡単に調べることができる郵送キットを、優待価格でご利用いただけます。

提供: ハルメク・ベンチャーズ(株)

専門家による電話相談

24時間健康相談サービス

ご自身やご家族の健康に関する電話相談を24時間いつでも無料で受けいたします。

提供: ティーベック(株)

24時間妊娠育児相談サービス

妊娠・出産・育児に関する電話相談を24時間いつでも無料で受けいたします。

提供: ティーベック(株)

※上記のサービスの他にも、お客様の健康状態に応じた幅広いラインアップをご用意しています。

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか、明治安田生命コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

※「みんなの健活サービス」は、各業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については明治安田生命保険相互会社が保証するものではありません。サービスのご利用は、お客様の判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害・紛争が発生しても明治安田生命保険相互会社は責任を負いかねます。

※サービスのご利用には所定の条件がございます。ご要望にそえない場合もございますので、ご利用条件の詳細、ご不明な点は各業務委託先へお電話等にてご相談ください。

※記載の内容は2023年4月現在のものであり、サービスの内容は予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

～確実なお支払いのための取り組み～

お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

MY安心ファミリー登録制度

あらかじめご契約者以外の連絡先(第二連絡先)を登録いただくことで、明治安田生命からお客さまへの連絡をしっかりとフォローします。



お客様の声 手続きのために子どもに連絡すると「音信なし」が元気の証拠と思っていたけれど、何があるかわからないから、今後は時々電話するよ」と、連絡を取りあう良いきっかけになりました(80代女性)

MY長寿ご契約点検制度

保険金等を確実ににお支払いするため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先・受取人変更の有無を確認する明治安田生命独自の制度です。

■ ご契約点検の流れ



「MYアシスト+」(マイアシストプラス)制度

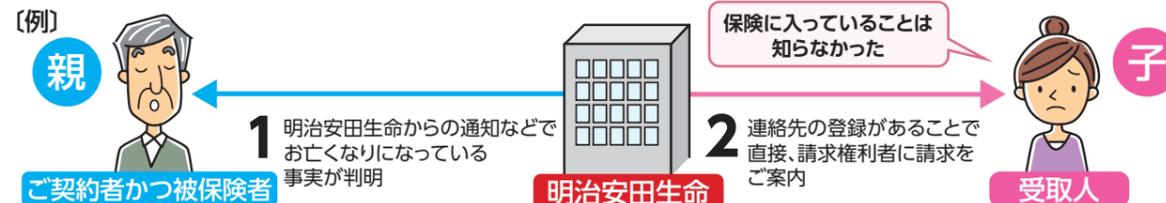
生命保険のお手続きの際に加齢等に伴う視力・聴力の低下や長期療養および後遺症等により、**自筆困難等のご自身でのお手続きが難しいお客さまをサポートします。**

※お客さまに意思能力があることが前提です
※新契約のお手続きは除きます



ご契約関係者の連絡先登録

ご契約関係者(被保険者・受取人)のご連絡先を新たに登録いただくことで、請求権利者と直接連絡をとることが可能となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。



契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と住所等について

- **名称** 明治安田生命保険相互会社
- **住所** 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- **連絡先** 明治安田生命コミュニケーションセンター TEL 0120-453-860
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2. 商品の特征について

■ 保険商品の名称(正式名称)

5年ごと配当付利率変動型一時払特別終身保険

■ 商品の特征

この保険は、生涯にわたる保障をご準備いただける保険であり、以下の特徴があります。

- 第1保険期間(契約日から5年間)の死亡給付金は既払込保険料相当額(一時払保険料)と同額ですが、第2保険期間の死亡保険金は増加します。
- 契約日から15年間の死亡保険金・解約返戻金は契約日に確定します。
- 解約返戻金は、期間の経過とともに増加します。
- 契約日から15年ごとに到来する予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
- 一度増加した死亡保険金はその後減ることはありません。

■ 商品のしくみ(イメージ図)

商品のしくみについては、5・6ページをご覧ください。

3. 保障内容について

■ 保険金等のお支払事由

保険金の種類	お支払いする場合	お支払額	受取人
第1保険期間	傷害死亡保険金*1	被保険者が、第1保険期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡したとき	死亡保険金額
	死亡給付金	被保険者が、第1保険期間中に死亡した場合で、かつ、傷害死亡保険金の支払事由に該当しなかったとき	既払込保険料相当額*2
第2保険期間	死亡保険金	被保険者が、第2保険期間中に死亡したとき	契約日の年齢・性別・予定利率に応じて定まる死亡保険金額*3

*1 特定感染症を原因として死亡した場合はお支払いの対象とはなりません。

*2 既払込保険料相当額は一時払保険料相当額となります。ただし、保険契約の一部解約が行われた場合には、次の算式によって計算される金額となります。

一部解約直前の既払込保険料相当額×{1-(保険契約の一部解約の割合)}

*3 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、金額が増加します。ただし、最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、金額は増加しません。

※傷害死亡保険金と死亡給付金は、重複してお支払いしません。

※高度障害保険金はありません。

※保険金等は、年金支払い、すえ置支払いはありません。

■ 保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない場合の主な事由については、15ページの「注意喚起情報 4. 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります」をご覧ください。

■ 特約について

この商品には特約はありません。

■ 予定利率について

予定利率	・毎月2回(1日と16日)、明治安田生命が設定します。 ・契約日および予定利率計算基準日における予定利率を、次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。 ・一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。
予定利率計算基準日	・予定利率を更新する日です。契約日から15年ごとの年単位の契約応当日とします。ただし、被保険者の年齢が106歳に達した日以降は更新しません。
最低保証予定利率	・予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。 ・この商品の予定利率計算基準日における最低保証予定利率は0.25%です。

2. 職業等について、ありのままを告知してください(告知義務)

- 契約者や被保険者には職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、職業等、明治安田生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権(告知をお受けできる権限)は明治安田生命が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、ご契約のお申込内容等について確認させていただくことがあります。
- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、明治安田生命はご契約を解除することはできません。
ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等によるこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。
※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。

3. 告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

- お申し込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4. 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります

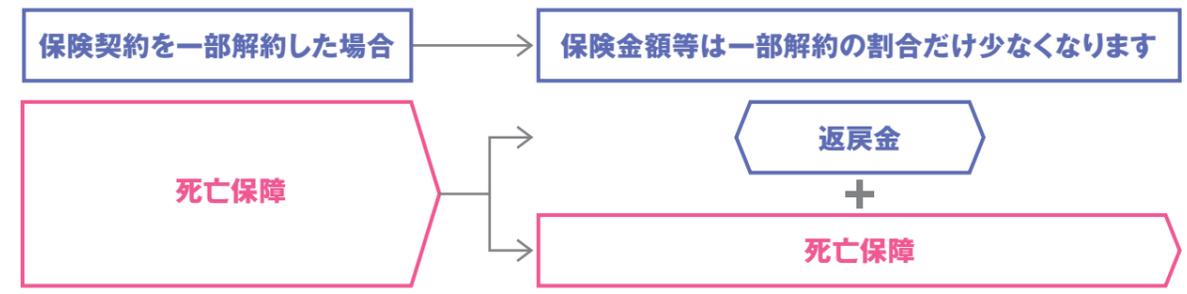
- 免責事由に該当する場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 傷害死亡保険金について責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合。

- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5. 解約・一部解約と返戻金について

- 解約はいつでもお取り扱いいたします。ただし、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払いやご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が、解約の際に払い戻されます。
- 第1保険期間(ご契約から5年間)
死亡給付金が既払込保険料相当額であるため*、解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額を上限とします。
 - ・ 契約年齢・性別・経過年月数等によって異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は、既払込保険料相当額を下回ります。
 - ・ また、明治安田生命が将来の保険金支払いのために積み立てた金額(責任準備金)が既払込保険料相当額(死亡給付金額)を上回ったときの返戻金は、既払込保険料相当額を限度とします(したがって、返戻金は責任準備金を下回ります)。*この保険は、第2保険期間の死亡保険金・責任準備金を増やすため、第1保険期間の死亡給付金を既払込保険料相当額に抑えています。
- 第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日から終身)
解約された場合の返戻金は責任準備金と同額であり、期間の経過とともに増加します。
- 保険契約の一部解約について
明治安田生命所定の範囲内で、いつでも保険契約を一部解約することができます(一部解約後の第2保険期間における死亡保険金額は150万円以上必要)。この場合、一部解約の割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、死亡保険金等もその割合に応じて減額されます。
※ご契約後一定期間内に一部解約された場合の返戻金は、一部解約部分に対応する既払込保険料相当額を下回ります。

〔一部解約のイメージ図〕



6. 保険金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
詳細に関するお問い合わせ先：
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>
[月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]

7. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申し込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなる場合があります。

8. 相互会社の社員の権利義務について

- 明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

9. 生命保険の税金について

- **生命保険料控除について**
お払込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。
※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。
※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。
- **解約返戻金のお受け取り時にかかる税金について**
所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税が課税されます。

一時所得の課税対象額	= {解約返戻金 - 必要経費(既払込保険料) - 特別控除(50万円を限度とする)} × 1/2
------------	---

※他の一時所得と合算します。

■ 死亡保険金等のお受け取り時にかかる税金について

死亡保険金等のお受け取り時には、契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税が課税されます。
※契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

【ご契約例】	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

※くわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。
※本書面に記載されている税務の取り扱い等については、2023年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払い込み、保全お手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

10. 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

- ご契約に関する苦情・ご相談、契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命 コミュニケーションセンター		0120-453-860	ようこそ ハロー 月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)
-------------------------	---	---------------------	---

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

11. 保険金等のご請求について

- 電話での解約手続きには、送金口座・暗証番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きには、送金口座とワンタイムパスワード受信のための携帯電話番号の事前登録が必要です。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(裏表紙参照)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者をご住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。

募集代理店(三菱UFJ信託銀行)からのご説明事項

- この商品にご契約いただくか否かが、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。なお、傷害死亡保険金・死亡給付金・死亡保険金は引受保険会社である明治安田生命保険相互会社により既払込保険料相当額が最低保証されます。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

契約内容のご照会、各種お手続きは、以下にお申し出ください。

明治安田生命
コミュニケーションセンター



ようこそ ハロー
0120-453-860

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

募集代理店

MUFG 三菱UFJ信託銀行

フリーダイヤル
または窓口まで



0120-349-250

ご利用時間:平日9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)
※電話がつながりましたら、音声ガイダンスに沿って、
①⇒①③の順に押してください。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>